報道資料

くらしの中に 総務省

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和８年４月３日

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案に係る意見募集の結果

－航空機用気象レーダーに関する審査基準の改正－

総務省は、電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 67 号）の一部を改正する訓令案について、令和８年２月 18 日（水）から同年３月 19 日（木）までの間、意見募集を行いました。

その結果、計１件の意見の提出がありましたので、提出された意見及びそれらに対する総務省の考え方を公表します。また、この意見募集の結果を踏まえて、本日、電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を定めましたのでお知らせします。

１　意見公募対象

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案

２　提出された意見及び意見に対する総務省の考え方

提出された意見及び意見に対する総務省の考え方は、別紙１のとおりです。

意見募集の結果を踏まえ、総務省は本日、電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を別紙２のとおり定めました。

３　資料の入手方法

別紙１及び別紙２については、e-Gov（https://www.e-gov.go.jp/）の「パブリック・コメント」欄にも掲載します。また、総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課において閲覧に供するとともに配布します。

【関係報道資料】

○電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案に係る意見募集

－航空機用気象レーダーに関する審査基準の改正－（令和８年２月17日）

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban15_02000312.html

連絡先：
総合通信基盤局 電波部 基幹・衛星移動通信課
住　所：〒100－8926　東京都千代田区霞が関２－１－２
中央合同庁舎２号館
担　当：西森課長補佐、清水航空係長、小出官
電　話： 03-5253-5902
E-mail：aviation_atmark_ml.soumu.go.jp
※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しています。
送信の際には、「@」に変更してください。

別紙１

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案に対する意見公募の結果及び意見に対する考え方

「航空機用気象レーダーに関する審査基準の改正」

（意見公募期間：令和８年２月18日（水）～同年３月19日（木））

No.	意見提出者	提出された意見	意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	Peach Aviation 株式会社	既に型式検定を受けている無線設備でも4/1以降に製造するものは新要件に合致しなければならないように読み取れることから、文面通り当該日以降に製造されたものは全て適用になるのか、それとも当該日以降に型式検定されたもの等に限定されるのかについて本案件のご担当部署への質問を行ったところ、「4/1以降に製造された気象レーダであって新基準に合致しないものがある場合は当該製品が準拠している基準に照らして審査を行う」とのご回答を得た。しかし、改正案では2026/3/31以前に製造された製品についてはただし書きで示されているが同年4/1以降に製造された製品については記載がなく、ご回答の主旨を読み取ることができない。新基準に適合しない製品は航空機への搭載ができないと事業者が誤った理解をするのを避けるため、ご回答いただいた主旨が明確に読み取れるように反映いただきたい。	電波法関係審査基準は無線局許認可等に係る審査基準であり、無線機器の性能について総務大臣が判定する型式検定に係る基準ではありません。 本件は、航空機用気象レーダーに関する審査基準を米国航空無線技術委員会(RTCA)が策定した最新の技術基準に準拠する形で改正するものです。一般に流通する航空機用気象レーダーはRTCAの技術基準に適合するように設計されており、令和８年４月１日以降に製造された航空機用気象レーダーは本改正案の基準に合致すると考えております。	無

別紙２

○総務省訓令第 21 号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和８年４月３日

総務大臣　林　芳正

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 67 号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改　正　後

別紙１（第４条関係）無線局の局種別審査基準
［第１～第８　略］
第９　航空機局
［１～５　略］
６　電波の型式、周波数、占有周波数帯幅の許容値及び空中線電力の審査は、次の基準により行う。
［(1)・(2)　略］
(3)　希望する空中線電力は、別表１により指定し得るものであること。この場合、有効通達距離の定めのあるものについては、次のことを考慮するものとする。
［ア　略］
イ　気象レーダーは、性能指数（PI）が次表に掲げる値以上であること。
PIの確認には製造業者等の資料を用いることとし、これにより難い場合は次式により求めること。ただし、令和８年３月31日以前に製造された気象レーダーであって、次式によりPIを求めることが困難又は不合理であると認めるものについては、当該気象レーダーに係るPIが無線局の目的を達成するために十分なものであることを示す資料の提出をもって代えることができる。

$PI = Pt + 2G + K + T - Pr$

PI：性能指数
Pt：送信機出力端における尖頭電力(dBW)
G　：空中線の絶対利得(dB)
K　：0dB（送信周波数が5,350MHzから5,470MHzまでの場合）
　　-6dB（送信周波数が9,300MHzから9,500MHzまでの場合）
T　：$10\log_{10}t$　(dB)
　　注　tは、送信パルス幅(μs)
Pr：空中線接続端における最小受信電力(dBm)

航空機局の区別	性能指数（PI）の基準値	
	送信周波数が5,350MHzから5,470MHzまでの場合	送信周波数が9,300MHzから9,500MHzまでの場合

改　正　前

別紙１（第４条関係）無線局の局種別審査基準
［第１～第８　同左］
第９　航空機局
［１～５　同左］
６　［同左］
［(1)・(2)　同左］
(3)　［同左］
［ア　同左］
イ　気象レーダーは、次式により求めた性能指数が次表に掲げる値以上であること。

$PI = P_t + 2G + K + 2T + I - NF - B_f - 2L_f$

PI：性能指数
P_t：送信機出力端における尖頭電力（ｄＢW）
G　：空中線の絶対利得（ｄＢ）
K　：0ｄＢ（5,250MHzから5,400MHzまでの送信周波数の場合）
　　－６ｄＢ（9,300MHzから9,500MHzまでの送信周波数の場合）
T　：$10\log_{10}t$　（ｄＢ）
　　注　tは、送信パルス幅（μｓ）。
I　：$3\log_{10}\dfrac{\text{アンテナの水平面の主ふく射の角度の幅}}{\text{アンテナ垂直走査角}} \times PRF$（ｄＢ）
　　注１　アンテナ垂直走査角は、メインローブについて度で測定された値。
　　２　PRFは、パルス繰返し周波数（Ｈｚ）
NF：受信機の雑音指数（ｄＢ）
B_f：0（$B \leqq 1.5/t$のとき）
　　$5\log Bt/1.5$（$B > 1.5/t$のとき）
　　注１　Bは、３ｄＢ低下の点で測定した受信機の通過帯域幅（ＭＨｚ）
　　２　tは、送信パルス幅（μｓ）
L_f：給電線損失（ｄＢ）

巡航速度100ノット以下の航空機の航空機局	169	170
巡航速度200ノット以下の航空機の航空機局	182	182
巡航速度350ノット以下の航空機の航空機局	190	190
巡航速度500ノット以下の航空機の航空機局	195	195
巡航速度650ノット以下の航空機の航空機局	199	200
巡航速度650ノットを超える航空機の航空機局	203	204

航空機局の区別	ＰＩ
巡航速度１００ノット以下の航空機の航空機局	６６
巡航速度２００ノット以下の航空機の航空機局	７８
巡航速度３５０ノット以下の航空機の航空機局	８５
巡航速度５００ノット以下の航空機の航空機局	９０
巡航速度６５０ノット以下の航空機の航空機局	９４
巡航速度６５０ノットを超える航空機の航空機局	９８

附　則

この訓令は、令和８年４月３日から施行する。